

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月26日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	7月23日、定期検査中の原子炉格納容器内において、配管点検用仮設足場の設置作業を行っていた協力企業作業員が、上部足場から約4m下の下部足場に落下し負傷したため救急車を要請、病院に搬送、「頭部挫創、胸部・腰部挫傷、左肩・骨盤部挫傷」と診断。(2週間の通院加療)	G	7月23日公表済み

その他 : 20 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	使用済樹脂系原子炉冷却材浄化系逆洗受ポンプ(A)復水入口弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
2	1号機	使用済樹脂系の原子炉冷却材浄化系逆洗受ポンプ(A)吸い込み弁において、グランドリーク(にじみ程度)が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
3	1号機	主タービン電気油圧式制御装置高圧油圧ユニットのスペースヒータファン(A)電動機点検時、ファン及び軸受け取付部の嵌合値に管理値外れが認められたため、対応検討。	G	
4	1号機	直流125V分電盤(1A-1)において、漏電警報装置の動作電流に管理値外れが認められたため、対応検討。	G	
5	1号機	タービン補機冷却系熱交換器(A)貝殻除去装置ブロー配管点検時、ライニングに膨れが認められたため、当該配管のライニングを補修。	G	
6	1号機	補機冷却海水系放出ラインの配管点検時、ライニングに膨れ及び微少穴が認められたため、当該配管のライニングを補修。	G	
7	1号機	タービン補機冷却系熱交換器(A)の渦流探傷検査時、伝熱管3本に外面減肉が認められたため、当該伝熱管を交換。	G	
8	1号機	グランド蒸気復水器ドレン水位計点検時、計器元弁の銘板及びハンドル固定ナットの外れが認められたため、当該部品を取付。	G	
9	1号機	循環水ポンプ(A)用電動機点検時、固定子のクサビ不良(緩み46本)及び放電痕(75箇所)、油切りに変形(ゆがみ)が認められたため、対応検討。	G	
10	1号機	低圧蒸気タービン(B)内部車室下半浸透探傷検査時、溶接線に指示模様(線状、円形状)が認められたため、当該部を補修。	G	
11	1号機	低圧蒸気タービン(A)内部車室水平継手締付ボルトの磁粉探傷検査時、ボルト9本に線状磁粉模様が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	G	
12	1号機	原子炉給水ポンプ用タービン(A)低圧蒸気止め弁点検時、弁キャップ締め付けボルトに不良(カジリ)が認められたため、当該ボルトを交換。	G	
13	1号機	中央制御室計測用変圧器(A)点検時、二次側の絶縁抵抗に管理値外れが認められたため、対応検討。	G	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	1号機	計算機用無停電電源装置(A)点検時、インバータ回路のオイルコンデンサの端子部に油の滲みが認められたため、対応検討。	G	
15	1号機	主タービン組み合わせ中間弁ストレーナの浸透探傷検査実施時、枠板溶接部に線状指示模様(第1,5弁)及び浸食(第3,6弁)が認められたため、当該部を補修。	G	
16	2号機	直流125V(A)蓄電池点検時、蓄電池液位の上昇(上限)が認められたため、対応検討した結果、使用に問題なし。	G	
17	4号機	タービン建屋地下2階復水ろ過装置保持ポンプ室に水漏れ(約18リットル、汚染なし)が認められ、同建屋高電導度ドレンラインの詰まりによる空調結露水の逆流と確認されたため、当該ラインを点検清掃。	G	
18	4号機	コントロール建屋非常用電気品室(B)サージタンクドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
19	1.2号廃棄物処理設備	低電導度廃液系収集タンク(B)循環ラインタンク入口弁において、グランドリーク(にじみ程度)が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
20	1.2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋ランドリー室給気エアフィルターの差圧計において、検出配管の不良(切れている)が認められたため、当該検出配管を交換。	G	